

令和7年度戦国観光キャンペーン実施業務委託仕様書案

1 業務委託名

令和7年度戦国観光キャンペーン実施業務委託

2 委託者

公益社団法人びわこビジターズビューロー 会長 川戸 良幸

3 目的

- (1)令和8年1月からの大河ドラマ『豊臣兄弟！』の放送開始や同年に迎える安土城築城450年を契機とし、戦国をテーマとした滋賀県の観光振興を図るためのキャンペーン（以下、「本キャンペーン」という。）を実施する。
- (2)本キャンペーンの実施を通じ、県内外からの観光誘客を促進し、県内周遊及び地域経済の活性化を図り、観光まちづくりを推進する。
- (3)観光資源のブランディングを強化し、滋賀県の認知度向上及び観光需要の創出を目指す。

4 契約期間

契約締結日～令和8年（2026年）3月16日

5 本キャンペーンについて

- (1)令和8年1月から放送が開始される予定の大河ドラマ『豊臣兄弟！』の放送や同年に迎える安土城築城450年を契機とし、「戦国時代」をテーマとした観光キャンペーンとする。
- (2)期間は、令和7年11月上旬から令和8年12月を予定する。
- (3)ターゲットは、国内観光客とし、歴史に関心が高い層のみならず、一般観光客へも広く訴求し、新規ファンを獲得する。
- (4)定番の「武将」や「お城」のみならず、戦国時代の「多文化共生」や「町づくり」「女性の活躍」を伝える。
- (5)現在実施中（令和6年9月～令和7年10月予定）の滋賀県観光キャンペーン「いこうぜ♪滋賀・びわ湖」の盛り上がりを引き継ぐ。

6 業務内容

(1)キービジュアル等の作成

①タイトルの決定

委託者および滋賀県と協議のうえ、本キャンペーンに相応しいタイトルを速やかに決定すること。

②キービジュアルの制作

ア 本キャンペーンのウェブサイトやポスター、リーフレット等での展開を想定したキービジュアルを制作すること。

イ 制作にあたっては、7月末に委託者から提供する武将CGデータを活用すること。提供する武将CGは、織田信長、織田信忠、豊臣秀吉、豊臣秀長、秀長室（秀長の妻）、明智光秀、柴田勝家、丹波長秀、滝川一益、池田恒興とする。なお、武将CGデータはfbx形式およびjpg形式で提供するものとし、全ての武将を使用する必要はない。なお、武将CGの制作にあたり、豊臣秀長、秀長室（秀長の妻）については、3ポーズ調整可能であるため、委託者が別途発注する事業者との打合せへの参加を求めることがある。

ウ 「④戦国時代の女性のイラスト制作」で制作するイラストを活用すること。

③ロゴの制作

ア 本キャンペーンの文字ロゴを制作すること。

イ キービジュアルをベースとした本キャンペーンのイラストロゴを制作すること。

ウ ロゴの使用に係るガイドラインを制作すること。

エ ロゴについては、本キャンペーン期間中、本キャンペーンの PR 目的であれば、公的機関、民間企業問わず、制限なく使用できること。

④戦国時代の女性のイラスト制作

戦国時代に活躍した滋賀県に関わる女性 10 人のイラストを合計 10 種以上（1 人 1 種以上）制作すること。

(2)キャンペーン特設サイトの構築・運営

①キャンペーンの情報等を発信するための、特設サイトを構築し、運営すること。特別企画情報やイベント情報等を随時更新すること。

②ウェブサイトをアップロードするサーバーについては、委託者が指定するサーバーを使用するものとする。サーバーの仕様および動作環境については、別途受託事業者に通知する。

③ティザーサイトを令和 7 年 9 月 1 日公開、本サイトをキャンペーン開始日から公開すること。

④その他掲載内容は提案すること。

(3)キャンペーンリーフレットの制作

①本キャンペーンの内容や、特別企画、趣旨に沿った武将ゆかりのスポット、アクセス情報等を掲載するキャンペーンリーフレットを制作すること。

②A4 または A5 サイズ、フルカラーで制作すること。

③30,000 部以上印刷すること。

④委託者と調整のうえ、県内各市や各市観光協会、民間事業者の特別企画等を随時募集し、掲載を調整すること。

⑤委託者が指定する県内約 60 箇所に納品すること。

(4)広報素材制作（制作数の記載のないものは提案による）

①イベントの長机等で使用するテーブルクロス 5 枚以上の制作

②スタンディの制作

③のぼり旗 500 枚以上の制作

④ポスター（B1、B2）各 500 枚以上の制作

⑤紙袋 12,000 袋以上の制作

⑥ノベルティの制作

⑦指定するサイズでの SNS やウェブ用等のバナー制作（10 種）

(5)オープニングイベントの企画・実施

①本キャンペーンのテーマに沿ったオープニングイベントを企画・実施すること。なお、現在実施中の滋賀県観光キャンペーン「いこうぜ♪滋賀・びわ湖」のクロージングも考慮すること。

②実施場所は、本キャンペーンのテーマに沿った場所とし、既存イベント等の実施を考慮するなど、一定の集客が担保できること。

- ③令和7年11月上旬の土曜日もしくは日曜日を実施日（1日以上）とすること。
- ④県内市町や民間事業者、関連する隣接県等の出展ブースを設けること
- ⑤飲食販売ブースを設置すること。出店者は委託者と調整の上、受託事業者で募集を行うこと。
- ⑥武者行列や時代劇パフォーマンス、著名人・有識者を招いたトークショー、子ども模擬合戦、ゆるキャラグリーティング等の企画を検討し、実施すること。
※上記は一例とし、内容等は自由に提案すること
- ⑦上記に係る許認可含む各種調整を行うこと。
- ⑧企画の要件は以下のとおりとすること。
 - ア 観光まちづくりの観点を取り入れること。
単なるイベントとするのではなく、周辺施設等と連携するなど、地域経済への波及効果を生むこと。
 - イ 物価高騰対策となる取組を盛り込むこと。（以下は、例とする。）
 - 【例】低コストで楽しめる体験型プランや割引制度の導入。
 - 【例】交通費や宿泊費等の負担軽減策
 - 【例】地元産品の活用促進によるコスト抑制策 等
- ⑨以下の「(8)広告出稿等（機運醸成）」と連携した広報を実施すること。なお、本企画単体で、委託者が別途契約するPRワイヤーの枠を1回分使い、発信するため、リリース記事を制作すること。
- ⑩企画の実施にあたり、参加料・利用料等を参加者等から徴収することは可能とする。ただしその収益は原則として委託者に帰属するものとし、受託者またはその他の事業者等に帰属させる場合は、事前に委託者の承認を得ること。
- ⑪イベント内容に沿った人員計画および運営マニュアルを策定し、人員手配するとともに、当日の運営を行うこと。なお、委託者からは最大10名の出役を考慮した人員計画とすること。なお、委託者からの出役人員についての旅費や人件費は不要とする。

(6)県内周遊企画または特別企画の実施

- ①本キャンペーンのテーマに沿った周遊企画または特別企画を実施すること。
- ②本キャンペーンの特別企画と位置付けて実施すること。
- ③本企画は本キャンペーンの開始後から令和8年3月16日（日）までの間の任意の期間で実施すること。
- ④企画の要件は以下のとおりとすること。
 - ア 観光まちづくりの観点を取り入れること。
 - ・特定の地域性やテーマ性をもたせた企画とすること。
 - ・地元事業者や自治体等と連携し、地域経済への波及効果を生むこと。
 - イ 観光誘客に資する取組であること。
 - ・単なるデジタル上のプロモーション企画等でないこと。
 - ウ 物価高騰対策となる取組を盛り込むこと。（以下は、例とする。）
 - 【例】低コストで楽しめる体験型プランや割引制度の導入。
 - 【例】交通費や宿泊費等の負担軽減策
 - 【例】地元産品の活用促進によるコスト抑制策 等
 - エ 戦国時代の女性の活躍の観点を取り入れること。
 - オ 以下の「(8)広告出稿等（機運醸成）」と連携した広報を実施すること。なお本企画単体で、委託者が別途契約するPRワイヤーの枠を1回分使い、発信するため、リリース記事を制作すること。
- ⑤「(11)その他関連企画等との連携」を参考に、関連企画との類似企画とならないように差別化を図ること。

- ⑥企画の実施にあたり、参加料・利用料等を参加者等から徴収することは可能とする。ただしその収益は原則として委託者に帰属するものとし、受託者またはその他の事業者等に帰属させる場合は、事前に委託者の承認を得ること。

(7)滋賀県北部地域周遊企画または特別企画の実施

- ①本キャンペーンのテーマに沿った周遊企画または特別企画を実施すること。
- ②本キャンペーンの特別企画と位置付けて実施すること。
- ③本企画は本キャンペーンの開始後から令和8年3月16日（日）までの間の任意の期間で実施すること。
- ④企画の要件は以下のとおりとすること。
 - ア 観光誘客に資する取組であること。
単なるデジタル上のプロモーション企画等でないこと。
 - イ 北陸新幹線等を活用し県北部地域への誘客に資する取組であること。
県北部地域の米原市、長浜市、高島市は全て対象とすること。ただし、企画の内容によって、北部3市以外の市町も追加で対象とすることは可とする。
 - ウ 以下の「(8)広告出稿等（機運醸成）」と連携した広報を実施すること。なお本企画の広報は、本企画の目的である北陸新幹線等を活用した県北部地域の魅力発信、誘客促進を考慮したものであること。
- ⑤その他連携企画を参考に、類似企画とならないようにすること。
- ⑥企画の実施にあたり、参加料・利用料等を参加者等から徴収することは可能とする。ただしその収益は原則として委託者に帰属するものとし、受託者またはその他の事業者等に帰属させる場合は、事前に委託者の承認を得ること。

(8)広告出稿等（機運醸成）

- ①本キャンペーンおよび企画内容の周知・誘客を目的とした広告出稿等を行うこと。
- ②提案内容および企画のスケジュールに沿った広報計画を策定し、実施すること。
- ③本キャンペーンの開始前には事前告知を行うこと。
- ④委託者の SNS（X 等）のフォローアップに繋がる取組を最低1回は実施すること。
- ⑤本キャンペーンの開始時には、委託者が別途契約する PR ワイヤの枠を1回分使い、発信するため、リリース記事を制作すること。
- ⑥広告出稿時等には、様々なデータに基づきターゲティングを行い、効率的な露出となるようにすること。

(9)お城 EXP02025 ブース装飾・運営

- ①本キャンペーンの PR 等を目的に、例年12月に横浜で2日間開催されるお城 EXP0 の滋賀県ブースを出展し、装飾（設営）および運営、撤収を行うこと。
- ②出展小間数は3小間を想定し、出展料やレンタルルームについては、委託者が支払うものとする。
- ③委託者および滋賀県文化財保護課共同ブースを予定しているため、両者と随時協議のうえ、出展内容を調整のうえ、主催団体の要領等に基づき、装飾を施すこと。
- ④県内市町と連携し、出展小間数増える場合は、協議に応じること。追加予算を含めた協議が合意した場合には、増加分の小間を含めた装飾・出展内容とすること。
- ⑤展示会場内で注目を集め、ブースへの集客を促進するための企画を立案し、ブースを装飾（設営）すること。
- ⑥ブース内容に沿った人員計画を策定し、手配するとともに、当日の運営を行うこと。なお、委託者からは各日最大8名の出役を考慮した人員計画とすること。なお、委託者からの出役人員についての旅費や人件費は不要とする。
- ⑦主催団体との調整や、出展に必要な許可申請等の手続き、資材の調達・搬入等

- も含めた一切の準備・撤収を受託者において行うこと。
⑧委託者の SNS 等を活用し、事前告知を行うこと。

(10)その他自由提案

本事業において、貴社が有する技術・人的ネットワーク・過去の実績・独自のサービス等を活用した具体的な取組内容を提案した場合、その内容を実施すること。

(11)その他関連企画等との連携

- ①本キャンペーンの実施にあたっては、以下の業務を別で実施予定であることから、提案内容の参考とするとともに、随時連携を図ること。
- ・武将 CG (fbx 形式および jpg 形式) 制作 (上記「6(1)②イ」のとおり)
 - ・インフルエンサーを活用した PR
 - ・新幹線車両貸し切り企画 (戦国新幹線)
 - ・滋賀のフォトコン戦国部門実施
 - ・三県 (愛知、滋賀、奈良) 連携周遊企画 (豊臣家ゆかりの地めぐり)
 - ・市町特別企画 (企画内容については未決定)
 - ・EV レンタカー補助 (EV レンタカーの利用で割引)
 - ・お城観光ガイドブック制作 & お城めぐり周遊企画
 - ・デジタル観光パスポート導入・運用 (クーポン発行、周遊企画実施等)
 - ・シガリズム体験創出 (戦国関係)
- ②また、長浜市においては、北近江豊臣博覧会実行委員会を組織し、大河ドラマを契機とした情報発信等を行っていくことから、密に連携すること。

7 事業実施スケジュール

- (1)契約締結後、詳細スケジュールを策定し、委託者と協議の上、確定する。
(2)契約締結日～10 月 準備期間および事前告知期間として、各施策の計画立案・制作を進める。
(3)令和 7 年 11 月 キャンペーン開始。オープニングイベントを実施し、SNS や広告展開を強化する。
(4)令和 7 年 11 月～令和 8 年 3 月 各施策を実施し、観光誘客を推進。
(5)令和 8 年 3 月末 事業完了。最終報告書を提出し、成果を評価・検証する。

8 納品物及び納期

- (1)各施策の成果物について、スケジュールに沿って納品すること。

項目	詳細	納品日
キービジュアル等	キービジュアル	令和 7 年 8 月 31 日
	文字ロゴ	令和 7 年 8 月 31 日
	イラストロゴ	令和 7 年 8 月 31 日
	女性イラスト	令和 7 年 8 月 31 日
キャンペーンリーフレット	リーフレット	キャンペーン開始日の 1 週間前
広報素材	バナー以外	キャンペーン開始日の 1 週間前
	バナー	随時

※納期については、双方による協議のうえ変更する場合がある。

- (2)その他、報告書、写真、動画、ウェブサイトデータ等、キャンペーンの成果を示す資料を令和8年3月31日までに納品すること。
- (3)各納品物は、デジタルデータ形式（AI、PDF、JPEG、MP4等）で提出する。

8 打ち合わせ等への出席および業務遂行体制の構築・報告

- (1)打ち合わせの実施および出席
当業務に関わる打ち合わせを随時実施し、責任者等が出席すること。（オンライン可）
- (2)業務遂行体制の構築・報告
当業務を円滑に遂行し得る体制を、以下の内容に基づき構築すること。構築した体制図にまとめ、事業の着手前に委託者に提出し、了承を得ること。
 - ①当業務委託の全体責任者及び副全体責任者の配置
 - ②当業務委託の全体を取りまとめる担当者の配置
 - ③各業務の担当者及び副担当者の配置 ※（業務間の兼任は可とする）

9 運営管理

- (1)受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握、委託者への状況報告等）を徹底すること。
- (2)運営管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つだけでなく、適切な課題解決策や方法等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実に事業を推進できる能力を有すること。
- (3)また、本事業に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

10 委託業務の進め方

- (1)受託者は、本業務の実施にあたり、委託者と連携を密にし、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに報告し、その都度、委託者と協議し、その指示を受けなければならない。
- (2)受託者は、本業務着手前に、全体の工程や作業方針および各業務の企画内容についてあらかじめ委託者の承諾を受けるものとする。
- (3)事業の確実な実行を担保するため、契約後速やかに打合せを開催する。また、その後も定期的にミーティングを行い、事業進捗状況の報告とあわせて今後の予定についても情報共有を行うこと。
- (4)受託者は委託者の求めに応じて、本業務実施の途中における成果の報告をしなければならない。
- (5)本業務の実施に際し、委託者は、必要な資料等を可能な限り受託者に提供または貸与するものとする。

11 機密保持・個人情報保護

- (1)本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (2)受託者は、この業務の実施に当たって取り扱う企業情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (3)この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を委託者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (4)本業務の遂行のために委託者が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに委託者に返却すること。

- (5)本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (6)本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

12 留意事項

- (1)成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権、肖像権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (2)成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (3)委託者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- (4)受託者が業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じ、委託者より随時提供する。なお、提供した資料等の複製・複写の可否、返却等については、委託者の指示に従うこと。
- (5)受託者は、本業務における成果品および業務作成上の資料等に文献その他の資料を引用する場合は、その出典を明記するものとする。
- (6)電磁媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。
- (7)受託者が上記各条件に違反した場合は、契約書に基づき、委託者が受託業務の一部または全部を解除し、委託料を交付しないまたは交付している委託料の一部もしくは全部を返還させる場合がある。
- (8)受託者は、業務の実施に当たり、適用をうける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- (9)受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、委託者は、業務期間中、いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- (10)その他業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受託者は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (11)本業務履行のための受託事業者の人件費、旅費、通信費、印刷製本費および契約費の一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。また、疑義が生じるような経費の取扱いについては、事前に委託者と協議を行うこと。
- (12)本事業を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を委託者に提示し、協議、了承を得ることとする。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託事業者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (13)事業の実施をより効果的にするため、各実施時期等の変更について委託者から求めがあった場合は、協議の上臨機応変に対応すること。
- (14)この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は委託者と協議を行うこと。
- (15)本キャンペーンは令和 8 年 12 月までを予定しているが、令和 8 年度の継続契約を前提とするものではないことに留意すること。

令和7年度戦国観光キャンペーン実施業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度戦国観光キャンペーン実施業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務の内容

別紙「令和7年度戦国観光キャンペーン実施業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年(2026年)3月16日までの期間とする。

(4) 委託料の予定価格

本業務委託料の予定価格は、30,000,000円（消費税および地方消費税を含む）以内とする。

2. 参加資格

本業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者としてします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 次のいずれかに該当しない者であること。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
- エ 役員等（企画提案に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から本業務の取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
- オ 企画提案に参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における個人
- カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

3 企画提案の実施手順

(1) 実施要領等の交付

ア 交付期間

令和7年(2025年)5月23日(金)～令和7年(2025年)5月30日(金)17時

イ 交付方法

下記に示す場所における交付または『滋賀県観光情報』ウェブサイト（法人・学校、エージェント版）のTopicsからダウンロード。

滋賀県観光情報ウェブサイト：<http://www.biwako-visitors.jp/corp/>

ウ 交付場所

公益社団法人 びわこビジターズビューロー

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21（6階）

Tel：077-511-1530 Mail:kikakukoho@biwako-visitors.jp

(2) 質問の受付および回答

ア 質問の受付期間

実施要領等の交付開始から令和7年(2025年)6月2日(月)17時まで

イ 受付方法

質問は、電子メールにて行うこと。様式等は問わないが、質問者および質問内容は明確にすること。併せて電子メールの送信後は、受信確認のため必ず電話で確認すること。なお、電話および口頭による問い合わせは受け付けない。

ウ 提出先

kikakukoho@biwako-visitors.jp

エ 質問に対する回答

期間中に提出された質問を取りまとめて、令和7年(2025年)6月3日(火)17時までに、申込者全員に電子メールにて回答する。ただし、質問内容によっては、回答しない場合があり、また質問者に関する情報は回答に含めない。

(3) 参加申込書の提出

企画提案への参加希望者は、別紙様式3「戦国観光キャンペーン実施業務委託公募型プロポーザル参加申込書」を作成し提出すること。

ア 提出期限

令和7年(2025年)6月6日(金)17時まで

イ 提出方法

電子メールによる。併せて電子メールの送信後は、受信確認のため必ず電話で確認すること。
※期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。

ウ 提出先

kikakukoho@biwako-visitors.jp

(4) 企画提案書等の提出

企画提案への参加希望者は、「戦国観光キャンペーン実施業務委託企画提案書作成要領」(以下、「企画提案書作成要領」という。)、および「仕様書」に基づき企画提案書と経費見積書(様式任意)を作成し提出すること。

ア 提出期限

令和7年(2025年)6月24日(火)17時まで

イ 提出方法(①②いずれも必ず提出すること)

①正本1部

持参(平日の午前9時から午後5時まで)または郵送による。郵送の場合は、差し出しおよび受領の方法が残る方法(簡易書留郵便など)を用いること。

※期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。

※企画提案書については、「企画提案書作成要領」に基づき、任意の様式にて各者1案を作成し、提出すること。

②電子データ

正本の企画提案書の電子データをPDF形式で提出すること。

ウ 提出先

- ①正本1部および副本4部 「3(1)ウ」に同じ
- ②電子データ kikakukoho@biwako-visitors.jp

(5) 審査

ア 審査概要

公益社団法人びわこビジターズビューロー（以下「ビューロー」という。）が設置する審査会において、企画提案書の内容を審査し、最も優秀と認められる提案者を業務委託候補者に選定する。審査は、「審査基準」に基づき、プレゼンテーションにより行うこととする。審査会の日程予定については以下のとおり。

日時：令和7年(2025年)6月26日(木)9時30分～（予定）

※参加事業者ごとのプレゼンテーション時間は後日委託者より通知する。

場所：コラボしが21 場所未定

（滋賀県大津市打出浜2番1号）

審査は、「審査基準」を総合的に勘案し、評価点の高い者から順に当該事業の業務委託候補者に選定する。なお、評価の総合点が満点の6割に満たない者は、契約予定者とししない。

イ 審査基準

別表参照

ウ 選定結果

結果は参加者全員に、各自の採否の結果のみ通知する。なお、審査内容及び点数等については公表しない。

4. 契約予定者の決定方法

審査会において、審査基準に基づき企画提案書等の審査を行い、本業務の委託候補者を決定する。

ただし、採用が決定した者が年度途中で業務を遂行することができなくなった場合、あるいは業務を行う能力がないと認められた場合は、次点以降の者から順次、本業務を委託する場合がある。

5. 契約に関する基本的事項

(1) 契約締結までのスケジュール

本業務委託先の決定後、速やかに契約を締結する。

(2) 提案内容の修正等

本提案書は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容、経費等については、再度調整を行った上、委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(3) 決定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、決定を取り消すことがある。

- ア 応募者が3の参加資格の要件を満たすと偽った場合または参加資格を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

6. その他

- (1) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は不可とする。
- (2) 企画提案書等、提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な要件をすべて満たしていない場合は失格とする場合がある。
- (3) 公正な審査を妨害する恐れがあるあらゆる行為を禁止する。
- (4) 企画提案書の作成、提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書は返却しない。
- (6) 委託料の支払いについては、業務の履行状況を踏まえて、協議の上その一部を概算で支払うことができるものとする。

7. 問い合わせ先

公益社団法人 びわこビジターズビューロー 企画広報部（担当：山田・吉原）
〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21（6階）
Tel：077-511-1530 Fax：077-526-4393
メールアドレス：kikakukoho@biwako-visitors.jp

令和7年度戦国観光キャンペーン実施業務委託公募型プロポーザル実施要領 別表「審査基準」（公開）

仕様項目	評価項目	評価の観点	配点	項目合計配点
(1)キービジュアル等の作成	タイトル	適切なタイトルが提案されているか	10	35
	キービジュアル	適切なビジュアルが提案されているか	15	
	ロゴ	適切なロゴが提案されているか	5	
	イラスト	適切なイラストが提案されているか	5	
(2)キャンペーン特設サイトの構築・運営	デザイン	適切なデザインが提案されているか	10	25
	コンテンツ	コンテンツの提案に妥当性・実現性はあるか	10	
	運営	適切な運営体制が提案されているか	5	
(3)キャンペーンリーフレットの制作	デザイン	適切なデザインが提案されているか	10	25
	部数	適切な部数が提案されているか	10	
	内容	内容の提案に妥当性・実現性はあるか	5	
(4)広報素材制作	デザイン	適切なデザインが提案されているか	10	25
	種類	種類の提案に妥当性・実現性はあるか	5	
	作成数	作成数の提案に妥当性・実現性はあるか	10	
(5)オープニングイベントの企画・実施	集客	十分な集客が見込める提案となっているか	20	45
	内容	内容の提案に妥当性・実現性はあるか	20	
	運営	適切な運営体制が提案されているか	5	
(6)県内周遊企画または特別企画の実施	企画内容	内容の提案に妥当性・実現性はあるか	15	30
	集客	十分な集客が見込める提案となっているか	15	
(7)滋賀県北部地域周遊企画または特別企画の実施	企画内容	内容の提案に妥当性・実現性はあるか	15	30
	集客	十分な集客が見込める提案となっているか	15	
(8)広告出稿等（機運醸成）	内容	内容の提案に妥当性・実現性はあるか	15	30
	広告効果	十分な広告効果が見込める提案か	15	
(9)お城EXP02025ブース装飾・運営	企画内容	出展の企画は妥当性・実現性はあるか	15	35
	集客	十分な集客が見込める提案となっているか	15	
	運営	適切な運営体制が提案されているか	5	
(10)その他自由提案	提案	その他魅力的な提案があるか	10	10
(11)見積金額	金額	提案にふさわしい金額か	10	10
合計			300	300

戦国観光キャンペーン実施業務委託
公募型プロポーザル企画提案書作成要領

びわこビジターズビューローが実施する戦国観光キャンペーン実施業務に関し、企画提案参加者が企画提案書を作成するために必要な事項は次のとおりとする。

1. 作成要領

(1) 表紙

表紙は、別紙様式1、様式2に必要な事項を記載して提出する。(様式1、2は企画書のページ数としてはカウントしない。)

(2) 企画書

企画書のページ上限は、最大 30 ページ（A3版は2ページとして計算する。見積書はページ数に含めない）とし、ページ番号を必ず付与すること。図表等についてはA3版を使用してもよいが、その場合は、A4版に折り込んだ状態とし、全体でA4版の冊子とすること。

様式・記載事項は任意とするが、視認性に配慮し、次の項目については必ず記載すること。

ア 提案内容

(ア) 業務委託仕様書に基づく提案

「戦国観光キャンペーン実施業務仕様書」に基づいて、本業務に対する提案者の取組方針、企画内容（必須記載内容は以下参照）、業務の進め方、全体の業務推進スケジュール等について具体的に明記し、提案者の業務手法および優位性などの提案をわかりやすく行うこと。

◇必須記載内容

項目	必須記載項目
(1)キービジュアル等の作成	キャンペーンタイトル
	キービジュアル（ラフ可）
	ロゴ（ラフ可）
	イラストにする女性の名称 イラストデザイン1種（ラフ可）
(2)キャンペーン特設サイトの構築・運営	トップページデザイン（ラフ可）
	コンテンツ（コンテンツの提案及びサイトツリー）
	運営（運営体制等）
(3)キャンペーンリーフレットの制作	表紙デザイン（ラフ可）
	部数・サイズ・紙質・色目
	ページネーション
(4)広報素材制作	デザイン（最低3種・ラフ可）
	種類（制作物一覧・ノベルティの提案含む）
	作成数（本項で作成するもの全て）
(5)オープニングイベントの企画・実施	タイムスケジュール
	企画内容（出演者等）
(6)県内周遊企画または特別企画の実施	企画内容
(7)滋賀県北部地域周遊企画または特別企画の実施	企画内容
(8)広告出稿等（機運醸成）	企画内容（掲出箇所・分量・期間等）
(9)お城 EXPO2025 ブース装飾・運営	ブースレイアウト（ラフ可）
	運営（運営体制等）

(イ) 業務の推進体制

業務実施にあたり、業務全体の管理者およびその他業務従事者について、その配置や業務内容等を記載すること。また、契約後の主担当予定者を明記のこと。

(ウ) 類似業務等の実績

本業務と同種、同規模の業務実績を記入のこと。実績は過去5年以内の業務とし、発注先と事業名称、実施時期、実施概要、事業金額等を最大10件までを一覧表にまとめること。必要に応じて発注先に確認する場合がある。

「作成上の注意点」

- ・ 提案は全ての内容について1案とし、A案、B案を示す等、二つ以上の案を提案しないこと。
- ・ 類似業務等の実績においては、公益社団法人びわこビジターズビューローおよび滋賀県商工観光労働部観光振興局の実績については除くこと。
- ・ 提案の内容はわかりやすいものとし、専門的な用語の乱用は避け、必要により用いる場合は極力、注釈等を入れること。
- ・ オプションの企画等、併せて提出する見積書に費用が含まれないものについては提案書へ記載しないこと。
- ・ 提案書の内容が上記に照らし適切であると認められない場合は、失格とすることがある。

(3) 本業務に係る見積書

- ア 本業務に要する経費を記載した見積書を提出すること。本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額とすること。なお、委託料の上限額は、実施要領「1－(4)」に記載しているので、注意すること。
- イ 経費の内訳書を必ず添付すること。内訳は、できる限り詳細に分けて記載すること。また、内訳の計算において、誤り等がないよう十分に確認しておくこと。
- ウ 経費の合計見積額は消費税及び地方消費税を含む額とすること。